

令和6年度
【令和5年度事業分】
埴町教育委員会点検評価報告書

令和7年3月
埴町教育委員会

はじめに

埴町教育委員会は、「進んで学び、生きる力を育み、心豊かでたくましい人づくり」と「学びの世界を拓き、生きがいとつながりを持つ地域づくり」を基本目標に、埴町の豊かな自然と伝統文化を育み、健康で暮らしやすく、魅力と活力にあふれる生涯学習社会の実現を目指しています。

平成20年4月から一部改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、埴町教育委員会では効果的な教育行政の推進及び町民への説明責任を果たすことを目的に、平成21年度から所管する事務の管理及び施行の状況について、点検及び評価を行い、教育基本方針の6項目を合わせた7項目の基本施策・事業について、教育委員会にて委員相互で慎重に検討し、各項目ごとに三段階で評価して、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、広く一般町民にも公表して町民各位の理解を得て、「開かれた教育委員会」として教育行政を推進してきました。

埴町教育委員会では、今回の点検及び評価の結果を次年度以降の事業の立案に反映させ、時代の変化に即応した埴町の将来像に向けての継続的事業の改善を図ってまいりたいと考えています。

令和7年3月

埴 町 教 育 委 員 会

埴町教育委員会の点検・評価報告書（構成の概要）

全体の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条には、全ての教育委員会は「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ことが明記されており、これに基づき実施するものである。

2 令和4年度埴町教育委員会基本方針

教育は、人間が生涯にわたって主体的にその資質、能力を伸ばすことに大きな役割を果たすものである。埴町教育委員会は、心身ともに健康でたくましく、人間性豊かで、国際的視野を持った人間尊重の精神と生命や自然に対する畏敬の念を基調とし、生涯にわたって自己実現を志向する知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指すものである。

1、基本目標

埴町教育大綱に基づき、「進んで学び、生きる力を育み、心豊かでたくましい人づくり」、「学びの世界を拓き、生きがいとつながりを持つ地域づくり」を目指した教育諸施策を推進する。

2、重点目標

- (1) 教職員の指導力の向上を図り、こども園、幼稚園、小中学校と家庭・地域との連携を深めながら、園児、児童、生徒一人ひとりに自制心とやり抜く力を育むとともに、確かな学力を高め、将来にわたる生き抜く力の育成を図る。
- (2) 地域の良さを活かした特色ある教育の推進と学校づくりに努め、こども園、幼稚園、小・中学校が一貫して、進んで学び、心豊かで、たくましい、夢を実現できる子どもを育成する。
- (3) 地域ぐるみで青少年を育む仕組みを構築し、町民の創造性と情熱を学校教育や町づくりに活かす取組みを推進する。
- (4) コロナ禍の中、各社会教育施設等の感染症予防対策を徹底し、町民が健康で生きがいを持って生活できるよう、自主的な学習活動、スポーツ活動を支援するため、多面的に文化・スポーツの振興を図る。
- (5) 家庭と地域の教育力を高めるとともに、町民がふるさと埴への誇りと愛着を強めていけるよう、文化・伝統の継承と創造に努める。
- (6) 新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、安全・安心な教育環境の充実のため、教育施設等の整備に努める。

3 点検・評価の対象

令和5年度埴町教育委員会基本方針に定めた6つの重点目標に、教育委員会の活動（開かれた教育委員会）を加えた7つを基本施策とし、その施策に対する主要施策・事業を点検・評価項目とした。

4 点検・評価の視点

- ①各施策を通じてPDCAの確立を重視し、より効果的な教育の実現を図る。
- ②数値化できるものについてはできる限り活用し、参考とする。
- ③費用対効果にも留意し、施策の創意工夫に努める。

5 第三者知見の活用について

評価等の客観性を確保するため、各小中学校のPTA会長3名を外部評価委員とし、意見を聴取した。

外部評価委員

埴小学校父母と教師の会会長	小松 隆
笹原小学校 PTA 会長	柿沼昌人
埴中学校 PTA 会長	鈴木則孝

6 施策

施策Ⅰ 開かれた教育委員会

施策Ⅱ 教職員の指導力の向上を図り、こども園、幼稚園、小中学校と家庭・地域との連携を深めながら、園児、児童、生徒一人ひとり生徒一人ひとりに自制心とやり抜く力を育むとともに、確かな学力を高め、将来にわたる生き抜く力の育成を図る。

施策Ⅲ 地域の良さを活かした特色ある教育の推進と学校づくりに努め、こども園、幼稚園、小・中学校が一貫して、進んで学び、心豊かで、たくましい、夢を実現できる子どもを育成する。

施策Ⅳ 地域ぐるみで青少年を育む仕組みを構築し、町民の創造性と情熱を学校教育や町づくりに活かす取組みを推進する。

施策Ⅴ 町民が健康で生きがいを持って生活できるよう、自主的な学習活動、スポーツ活動を支援するため、多面的に文化・スポーツの振興を図る。

施策Ⅵ 家庭と地域の教育力を高めるとともに、町民がふるさと埴への誇りと愛着を強めていけるよう、文化・伝統の継承と創造に努める。

施策Ⅶ 安全・安心な教育環境の充実のため、教育施設等の整備に努める。

I 開かれた教育委員会

1 教育委員会事務局の事務執行と評価

(1) 教育委員会事務局の役割や対応は適切になされているか。

《取組・実績》

- ・教育委員会について、毎月1回の定例会を12回、臨時の教育委員会を1回、あわせて13回開催した。会議では62件の議案について審議し、教育に関する事務を管理、執行した。

教育委員による学校施設訪問を実施し、実態把握と、図書館・給食センター・あぶくま高原美術館の管理運営状況を確認し、教育行政の一層の充実を図った。

- ・各種公式行事（研修会等）は、コロナ禍により、見送りや書面開催となった。

ア 教育委員会連絡協議会県南ブロック研修会を埴町で開催した。

イ 埴町総合教育会議に参画し、教育に関する様々な課題について、町長と意見交換を実施した。

ウ 事務局職員や教職員の、人事異動に伴う辞令交付式や着任式に出席した。

エ こども園、幼稚園、小学校、中学校の入学式、卒業式、その他運動会や学習成果発表会など各種行事に出席した。

オ 各小・中学校の児童生徒表彰式に出席した。

カ 成人式、青少年の主張大会、文化講演会に出席した。

- ・平成24年度から「教育委員と町民との対話の日」を設けているが、感染症対策のため、開催を見送った。近年、IP告知放送で周知し、夜間に実施していたが、希望者がいないため、開催時間や周知方法など、検討が必要。

点検評価項目	総合評価			成果・評価・課題
	R5	R4	R3	
(1)教育目標や基本方針の決定のプロセスについて	A	A	A	・定例教育委員会において各課・各学校からの状況を集約する機会を設け、教育委員会で審議、決定及び聴取を行った。
(2)必要な情報の教育委員会への提供について	A	A	A	・必要な情報等については事前に資料を準備し、適宜追加説明、追加資料の提供を行っている。
(3)教育委員会の方針や考え方の指導への反映について	A	A	A	・教育関係者に広く周知され、反映されている。
(4)町民に対する情報の公開について	A	A	A	・ホームページや町広報誌への掲載により、町民への広報を行っている。 ・教育委員会の取り組みについては、PR不足。 ・教育委員会の審議等の内容については、ホームページを利用し公表している。

(5)外部からの相談や意見などの対応について	B	B	B	・個人や団体問わず、相談対応については適切に行われている。 ・教育委員が直接受けた意見や相談は、定例会で共有され、担当課が対応してきた。
(6)教育委員会の教育長及び事務局に対する、指導・助言について	A	A	A	・各事案に対し、必要に応じて協議等を行い実施している。
(7)人事に関する事務について	A	A	A	・県費職員の異動については、適正な内申事務ができた。 ・学校等の状況を十分に聴取するようにした。

[A適正 Bやや適正 C適正を欠く]

《評価者の意見》

- ・相談しやすい環境づくりの検討を。
- ・教育委員会の事業の取り組み状況や、教育委員の活動について、広報等を活用して周知を。
- ・はなまるはうすの取り組みについては、よく広報で目にしている。

(2) 教育委員会事務局は各施設(こども園、幼稚園、小・中学校、給食センター、公民館、体育館、運動場、図書館、美術館)への指導・管理を適切に行っているか。

《取組・実績》

- ・教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免やその他の人事に関しては、臨時会において同意を得た。
- ・こども園・幼稚園・各小学校・中学校へ訪問し、指導を行ってきた。
- ・埴町通学路交通安全プログラムに則り、関係機関と連携して通学路の安全の確保を図るため、通学路安全推進会議を開催した。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項^{※1}の規定による教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関しては、令和4年度の点検・評価を行い議会に報告するとともにホームページに公表した。
- ・生涯学習の環境整備については、社会教育委員による検討を行い、生涯学習の連携充実に向けて社会教育委員、文化団体連絡協議会、スポーツ推進委員等の活動を援助した。
- ・給食センターの副食加工業務について引き続き民間委託を行い、安全・安心な学校給食の運営に努めた。
- ・図書館業務の委託を引き続き行い、貸出業務の専門性の向上に努めた。

※1 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務〔前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)]の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

点検評価項目	総合評価			成果・評価・課題
	R5	R4	R3	
(1)教育方針や目標の明確化及び実践について	A	A	A	・こども園、幼稚園、小・中学校が町の基本方針を基にして方針等の設定をし、実践した。 ・学校経営方針等の中で学校評価・いじめ防止対策等重点事項を明確にし、取組目標を明示した。 ・教育委員会職員による訪問を実施したが、指導主事不在に伴う授業観察、生徒指導、授業の工夫・改善については十分とは言えず、課題である。
(2)各施設の事業の進捗状況の把握と、適宜指導について	A	A	A	・定例教育委員会において各課・所等からの報告の機会を設け状況の把握に努めている。
(3)必要な情報の伝達・公開について	B	B	B	・情報の公開を行っているが、アンケート等により受け手側の状況を確認する手段の検討を進めている。
(4)各施設の定期点検や整備について	A	A	A	・耐震補強に関する計画的な対応は進んでおり、維持補修的な対応の計画が必要である。
(5)事務局の事務執行や指導について	A	A	A	・気づいた点があれば、随時指導を行っている。
(6)事務事業の検証・評価、積極的な見直しについて	A	A	A	・点検評価については、実施 14年目となり、定数的目標の設定のため、項目の見直しを検討する必要がある。 ・学校運営協議会や本報告書を基に、基本的な方針を見直すサイクルを確立したい。
(7)事務局内の危機管理体制について	A	A	A	・事務局が置かれている公民館において、合同で避難訓練を年2回行っている。 ・大雨・地震等の被害状況の報告内容を再度確認する必要がある。 ・情報関係の危機管理を図る必要がある。
(8)事務局職員の勤務、仕事のバランスや勤務体制について	A	A	A	・事務事業量の適正化を図っており、業務内容によっては協力体制で事業に取り組んでいる。 ・職員数と仕事量のバランスについて、定期的に見直す必要がある。病休や産休補充体制が不十分。

[A適正 Bやや適正 C適正を欠く]

《評価者の意見》

・指導主事の不在等、事務局が抱える様々な課題について解決を図ってほしい。

- Ⅱ 教職員の指導力の向上を図り、こども園、幼稚園、小中学校と家庭・地域との連携を深めながら、園児、児童、生徒一人ひとりに自制心とやり抜く力を育むとともに、確かな学力を高め、将来にわたる生き抜く力の育成を図る。

《取組・実績》

こども園保育部

- ・0歳から2歳までの年齢に応じた保育目標を設定し、情緒の安定を図りながら基本的な生活習慣を身につけ、自分で遊んだり生活したりできるよう努めた。
- ・散歩や園外保育を通して地域の方々と触れ合ったり、ボランティアを受け入れたりするなど、多様な人とのかかわりを通して地域との連携を図った。
- ・保育士としての資質向上のため、医療機関、消防、保健所など関係機関による研修を年7回計画的に実施したり、各種研修に積極的に参加したりするなど、保育の専門性を高めるよう努めた。

幼稚園（以下この重点目標Ⅱにおいてこども園幼稚部を含む。）

- ・教職員研修を推進するため、町内の各園において公開保育及び研修協議会を実施した。保育に関する指導を受けると共に他町村の教員と情報を交換し、保育に役立てた。また、研修後は研修内容を伝達し、共通理解を図り保育活動に生かしている。
- ・各園の運営ビジョンに基づき園活動全体を通して幼児が自発的に活動できるよう具体的な実践内容を位置付け、自立性の育成に努めた。
- ・家庭、地域、小学校との連携を図り相互理解を深めながら、一貫性のある指導に努め、教育効果の向上に努めた。
- ・小学校で実施している外国語活動への対応と、国際化を肌で感じさせるため、年間各園に7回ALT※²を派遣した。

小学校・中学校

- ・子どもの自発性を育み学力や能力を伸長する取組を推進するため、各学校の学校運営ビジョンや学力向上グランドデザインへ具体策を反映させ、各校の教育目標の具現化に努めた。
- ・学力向上について、町の研究授業公開や校内授業研究を中心とした授業向上の取組に加え、日課表における学習タイム（習熟の時間）の位置付けや家庭学習の手引の作成など、各学校で工夫改善しながら継続的に取り組んでいる。また、教材開発や指導方法の研究を行うなど、教育の振興を図った。町の教員の中から埴町教育推進員を委嘱し、教育活動を支援した。
- ・町独自の学力調査としてC R T（標準学力調査）のほか、R S T（リーディングスキルテスト）を実施し、児童生徒及び教職員の読解力の実態把握に努めるとともに、授業改善や個別指導の充実に努めた。
- ・指導主事が不在となったが、授業研究会や学力テストの結果分析、教育課程編成会議の開催等により、各校において教育委員会の学校教育の重点を踏まえた教育活動の展開がなされた。
- ・発明工夫展への積極的な参加の呼びかけや、各種コンクールの周知等を行い、児童生徒の興味・関心に基づく学習機会の提供に努めた。

- ・教育活動における優れた活動に対して、埴町児童生徒等の表彰に関する規程により、小学校児童 6 名、中学校生徒 10 名の表彰を行った。
- ・外国語指導・外国語活動の充実と国際理解の充実を図るため、中学校及び 2 小学校に対して全体で 2 名の ALT を配置した。教職員の外国語教育の指導力向上を目的とした講師と ALT による授業研修会を実施した。
- ・天栄村のブリティッシュヒルズにおいて、中学 2 年生 49 名が参加して 1 泊 2 日で異文化体験研修事業を実施した。また、小学 5 年生についても、感染対策をしながら 1 泊 2 日で実施し、51 名が参加した。
- ・教職員人事評価制度により、教職員が学校経営・運営ビジョンを踏まえた自己目標を設定し自己評価するマネジメントサイクルを生かし、組織の活性化、職務遂行能力の育成を図った。
- ・町内全ての小・中学校において、教員の指導力向上や授業改善のための取り組みを行い、指導体制や校内研修体制の工夫、教員の意識改革を図った。

※2 ALT アシスタント・ランゲージ・ティーチャー(外国語指導講師)

点検評価項目	総合評価			成果・評価・課題
	R5	R4	R3	
(1)保育目標の設定について	A	A	A	情緒の安定を図りながら基本的な生活習慣を身につけ、自分で遊んだり生活したりできるよう努めた。
(2)校長の教育方針に基づく学校運営の支援について	A	A	A	・明確な教育方針と円滑な学校運営、地域に開放し信頼される学校運営を積極的に支援した。
(3)教職員の研修の充実と授業力向上の支援について	A	A	A	・学力調査のデータを基に教職員の研修と授業力向上について、支援している。 ・園長養成のための研修を検討する。 ・専門的な分野の人事が望ましい。
(4)児童・生徒の自発的な学習機会の拡充と能力の伸長について (各種検定、作文、ポスター、標語、習字、絵画、スポーツ活動への参加)	A	A	A	・学校・家庭・地域が一体となった学習の機会の拡充を図り、各学校で積極的に取り組んでいる。 ・校内の活動はもとより、児童生徒の能力の伸長を図るため、教育活動との関連を図りつつ各団体に作品等を応募した。 ・自主的な参加が出来る環境づくりについて検討が必要である。
(5)国際理解教育の充実について	B	B	B	・ブリティッシュヒルズでの異文化交流事業が 12 年目となった。 ・令和 5 年度は、中学校 2 年生、小学校 5 年生とも 1 泊 2 日で実施した。 ・幼児期より外国語や国際理解の芽生えを培うためこども園、幼稚園に年 7 回 ALT を派遣し英語教育活動を実施している。

(6)教職員人事評価制度の実践	A	A	A	・自己目標の設定・自己評価を実施した。 ・制度の形がい化に対して、評価者のあり方について、改善・充実に努める。 ・指導者としての意識をさらに高めるための研修は常に必要である。
(7)教育環境の整備について	B	B	A	・タブレット端末を活用するための取り組みが不十分。

[A適正 Bやや適正 C適正を欠く]

《評価者意見》

・国際理解教育は、異文化体験学習のような形にこだわらなくても良いのでは。

Ⅲ 地域性を活かした特色ある教育の推進と学校づくりに努め、こども園、幼稚園、小・中学校が一貫して、進んで学び、心豊かで、たくましい、夢を実現できる子どもを育成する。

《取組・実績》

・幼保一体型施設として、令和2年4月1日にはなわこども園を開設し、「未来を力強く生き抜く子どもを育成するはなわこども園」を教育理念に、0歳児から就学前の子どもたちの保育・教育を行った。

こども園保育部

- ・子どもたちの健全な育ちを保证するため一人一人の発達段階を踏まえ、「養護」「教育」両面から援助する保育を行ってきた。
- ・四季折々の自然に触れ、のびのびと体を動かして楽しめる活動、興味関心に応じた様々な表現活動、食育活動などを取り入れ、保育内容の充実に努めた。
- ・家庭との連携を密にし、健康で安全な生活習慣を身につけられるよう、個に応じた援助を心がけた。
- ・入所する子どもの保護者への支援と共に、地域の子育て家庭に対する支援の役割も担うため、日頃の保育内容や方法が地域の子育て支援につながることを自覚し保育にあたった。

幼稚園(以下この重点目標Ⅲにおいてこども園幼稚園部を含む。)

- ・幼稚園教育要領の、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を意識した指導を心掛けて教育活動を行った。
- ・心の教育を重視し、体験活動や異年齢交流を通して、相手を思いやる気持ちを育むことに努めてきた。また、様々な活動場面で人前で話す場の設定や教職員の働きかけの工夫を心がけることにより言葉による伝え合いが出来るように努めた。
- ・開かれた幼稚園を目指しての取組として、保護者を対象に1日先生体験(保育参加)や自由参観の機会の設定や、講師を招いて子育て講座を実施した。また定期的に幼稚園だよりを配付し、幼児教育に対する理解を深めてもらうとともに、子育て支援に努めた。

- ・幼児との信頼関係を十分に築き、心身の調和のとれた発達の基礎を培うため、子ども一人ひとりを理解するなど、きめ細やかな保育に努めた。また保護者との連携を密にするとともに、気軽に相談に応じる雰囲気づくりなどに努めた。
- ・特別支援教育支援員を配置するとともに、研修会を実施し、一人ひとりのニーズに応じた支援ができるように努めた。また、町健康福祉課と連携した5歳児健康相談の実施により、特別に支援を要する園児への適正な就学指導に努めた。
- ・埴町立図書館と連携し、定期的な図書の貸出しを受けると共に、図書館へ行き絵本に親しみ読書の楽しさを味わうことができるよう努めた。
- ・小学校との交流活動を計画的に進め、「幼稚園で身に付けたいこと」を確認し、小学校へのあこがれを膨らませながら、小学校への円滑な接続を意識した保育を展開した。
- ・学校運営協議会を設置し、教育活動や園経営の改善、教育力の向上、地域に根ざした開かれた幼稚園づくりを推進するため、年3回の協議会を実施した。普段の様子を話したり、発表会のDVDを見てもらったり、また行事等に招待する中で、感想や意見をいただき、保育や園経営に生かしてきた。

小学校・中学校

- ・開かれた学校を目指す取組として、学校、学年だより等を作成し、配付した。また、学校運営協議会において、地域住民の意見を学校運営に反映させるなど、学校と地域の連携・協働による運営に取り組んだ。を設置した。
- ・各学校においては、地域住民の学校行事への招待や地域と連携した活動等を通して、地域に開かれた学校づくりに努めてきた。様々な形で教育活動への協力を得ることで、活動の充実と地域の結びつきの強化を図った。
- ・小学校6学年交流宿泊学習活動を1泊2日で実施した。交流活動を行うことにより、児童同士の交流の輪を広げるとともに中1ギャップの防止を図った。
- ・教職員の授業力の向上を高める研修の充実を図るため、埴町教育委員会と各学校が連携し学力向上推進会議を開催した。学力向上推進会議においては、学力向上の視点から、リーディングスキルの向上、幼・小・中連携や家庭教育の充実に加え、学びの基礎となる生活習慣や学習習慣の確立と学ぶ意欲の育成を目指して実践的な取組みを行ってきた。
- ・学校においては、校内事例研究会や巡回相談の実施を通して、特別支援教育の充実に努めた。また、教育委員会としては特別支援教育支援員を配置した。支援員を対象とした研修会を実施したほか、各支援員と面談を行い、ニーズに応じた支援ができるように努めた。
- ・適正な就学指導に向けて、就学支援担当者会を開催し、各学校や関係機関と連絡を取り合い、就学指導の審議会を5回開催した。
- ・埴町の学校におけるいじめの問題等に対応するため埴町いじめ等防止対策委員会を条例化し、教育委員会の附属機関として位置付けている。5月の第1回の会議では各学校のいじめ防止基本方針及びいじめ対策の状況を確認し、いじめの根絶に向けた取組の指導を行った。
- ・白河実業高校埴校舎との中高一貫教育においては、計画的に教師間交流が行われTT授業が実施されるなど、日々の授業レベルでの連携が行われ、「基礎学力向

上」、「地域理解教育」、ものづくり体験学習などの「キャリア教育」の充実が図られた。

- ・中学校と白河実業高等学校（埴校舎）とで連携したラブステーションプロジェクト（ボランティア活動）を行い、地域への貢献と自己有用感の醸成に努めている。
- ・生徒指導協議会を軸に小・中学校が連携した生徒指導の取組を強化し、一貫した指導による生徒指導の充実に努めた。
- ・不登校・生徒指導対策として、適応指導教室（あすなろ教室）を実施し、不登校の解消に向け学習支援した。また、各学校に出向き「空き教室」を利用してあすなろ教室も実施した。スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用等、関係機関と連携しながら一人ひとりに応じた指導援助に努めた。令和5年度の長期欠席（30日以上）児童生徒数は20人であった。継続的な支援により、学校の出席日数が少しずつ改善するなど、成果が表れてきている。
- ・特別非常勤講師制度の活用や講師招聘の予算確保などを通して、各教科・領域、総合的な学習の時間、特別活動等における指導や体験活動の充実に努めている。
- ・「つなぐ教育」を継続推進し、保・幼・小・中の教育をつなぐ取組を推進した。
- ・毎週火曜日をノーメディアデーとし、IP告知放送により呼びかけを行い、各家庭の協力のもと児童生徒がSNSを含めメディアの活用を考える機会を設けた。
- ・小中学校に図書館職員を配置し、読書活動の推進を図った。

点検評価項目	総合評価			成果・評価・課題
	R5	R4	R3	
(1)保育内容の充実について	A	A	A	・健全な育ちを保证するため、「養護」「教育」両面から援助する保育を行った。 ・体を動かして楽しめる活動、興味関心に応じた様々な表現活動、食育活動などを取り入れた。
(2)開かれた学校運営の推進について	A	A	A	・学校運営協議会を活用し、魅力ある学校行事、学校評価、学校運営を適切に推進した。 ・園、学校だよりを定期的に配布。
(3)学力向上推進会議の充実について	A	A	A	・幼・小・中・高の連携を通じた学力向上推進会議の充実を図った。 ・会議への全教職員の参加を図り、問題点の共有や意識の向上を図った。 ・全国学力テストの結果、小・中の国語は、全国及び県平均を下回り、中学数学は上回った。
(4)特別支援体制の充実について	A	B	B	・支援を必要とする児童・生徒・園児が多い学校・園へ、町費にて特別支援教育支援員を配置した。 ・各学校に出向き働き方や支援の様子等を視察し教諭・支援員との情報交換を実施し、効果的な支援について指導を行った。 ・東白川郡の支援員を対象に研修会を行った。 ・郡内に支援学校の設置があれば良い。

(5)中高一貫教育の推進について	A	A	A	・教職員の交流を図ることにより、課題の共有と体験学習による高校への理解が図られた。 ・中高相互学習及び体験学習の充実を図った。 ・さらなる充実のための連携強化が求められる。
(6)不登校・学校不適応児童生徒指導の充実について	A	A	A	・小・中学校ではスクールカウンセラーの活用により相談等の効果を上げている。 ・スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱えた児童・生徒に対し、学校・家庭と連携しながら問題解決に努めた。 ・問題行動等の事案に対し緻密な連絡体制がとられ、対応の体制は十分である。 ・町教育指導員による学習支援を実施した。

[A適正 Bやや適正 C適正を欠く]

《評価者意見》

- ・開かれた学校運営に向けて、地域性を活かした教育、学校づくりをしてほしい。

Ⅳ 地域ぐるみで青少年を育む仕組みを構築し、町民の創造性と情熱を学校教育や町づくりに活かす取組みを推進する。

《取組・実績》

- ・園児の安全確保を図るため、避難訓練、防犯訓練（棚倉警察署生活安全課と共同した防犯訓練）を実施するとともに、交通教室を年1回、職員による降園時の指導を毎日実施した。
- ・児童生徒の学校内外における安全、安心を図るため、小学校1年生に対して防犯ブザーを防犯協会や埴町青少年育成町民会議の地区推進協議会で配付した。また、学校内外の安全対策の指導を行った。
- ・幼年消防クラブ活動や各地域の行事に、積極的に参加した。
- ・就学奨励・援助の推進として、令和5年度末現在で、要保護児童生徒は対象者2名、準要保護対象児童生徒は62人（小学校40人、中学校22人）であり、学用品費等の援助を実施した。また特別支援学級在籍者の児童生徒である人16名に対して就学奨励費を支給した。
- ・遠距離通学者への支援については、福島交通バスの定期券の購入補助を実施し、定期路線外の地区及びこども園幼稚部園児についてはスクールバスや委託バスによる送迎を行った。
- ・中学校の部活動での各種大会等に参加するための交通手段等の確保のためにスクールバス、委託バスを活用し、交付金を交付して支援をした。
- ・こども園幼稚部・笹原幼稚園（以下この重点目標Ⅳにおいて「幼稚園」という。）においては、子育て支援センター的機能を充実させるために、預かり保育のための預かり保育指導員を配置した。
- ・放課後児童クラブは、登校日に午後6時まで実施した。埴小学校の児童（119人）は、旧

埧幼稚園、笹原小学校の児童(14人)は笹原小学校において実施した(児童数は令和6年3月末時点)。長期休業中は2校合同で旧埧幼稚園で実施した。

- ・放課後子ども教室は、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、5月から2月までの月2回(8月は1回)、埧町公民館台宿分館などで実施した。
- ・子育て講座としてなかよしルームを開設し子育て支援を行った。
- ・青少年育成町民会議では、「子ども宣言」を受け「子どもを見守り育てるはなわ」を推進し家庭・地域・学校が支援する体制を図った。

点検評価項目	総合評価			成果・評価・課題
	R5	R4	R3	
(1)学校運営協議会の充実について	A	A	A	・各園、小・中学校で積極的な活用を図っている。
(2)地域ぐるみ安全・安心な環境づくりの推進について	A	A	A	・園や学校の安全対策の一つとして、各園・小・中学校では携帯電話のメール機能を使った連絡方法を取り入れている。 ・地域の見守り隊、関係機関等(埧工業高校含む)の協力で効果を上げるとともに、児童・生徒、町民の関心を高めている。 ・小学校1年生に埧小へは防犯協会より、笹原小へは笹原地区推進協議会より防犯ブザーを配付し、被害防止に努めている。
(3)学校支援ボランティア活動の推進について	A	A	A	・学校行事、幼・小・中の総合学習支援として出前講座等を実施している。学校と地域との協力体制の構築と充実が求められる。 ・ボランティア活用の拡充を図る。 ・人材育成の方法の検討が必要である。
(4)部活動指導の充実について	B	B	B	・県大会等への交通・宿泊費の支給を充実させるとともに、遠征等の際にスクールバスを貸与し、部活動の活性化を図った。 ・小学校で、中学に入ってからやりたい部活、設置を希望する部活の種類を調査して、現行の部活設置を見直す必要がある。
(5)幼稚園預かり保育の充実について	A	B	B	・全園で預かり保育を実施しており、需要は増加傾向にある。土曜、休業中はこども園幼稚部で実施した。子育て支援としての効果が大きい。 ・スペースの確保について検討が必要である。 ・病後の保育の対応についても検討が必要である。
(6)放課後児童健全育成事業の充実	A	A	A	・教育委員会主体で学期中は各小学校単位で学童保育(小1～小6)を実施した。長期休業中のみ2校合同で埧町放課後健全育成事業施設(旧埧幼稚園)で実施した。・年々希望者が増加傾向にあり、子育て支援としての効果は大きい。

[A適正 Bやや適正 C適正を欠く]

《評価者意見》

- ・部活動の地域移行については、様々な課題があるが、子ども達にとって良い環境を、地域ぐるみで作っていただきたい。
- ・部活動そのものや、競技の経験がない方を顧問にすると、活動が充実しない。
- ・学校、教育委員会、保護者と連携が取りやすい仕組みづくりが必要ではないか。

V 町民が健康で生きがいを持って生活できるよう、自主的な学習活動、スポーツ活動を支援するため、多様に多面的に文化・スポーツの振興を図る。

《取組・実績》

- ・地域学校協働本部事業活動として出前講座を実施、学校支援ボランティアの協力を得て園、小・中学校の総合的な学習を支援した。また県南の高校生を対象にボランティア活動を実施した。
- ・生涯にわたる学習機会の提供と充実を図るため年間を通し各種講座、教室等を開催した。
- ・社会教育団体の活動を支援するため、婦人会、文化団体連絡協議会、青少年育成町民会議、発明工夫展に補助金を支出した。
- ・健康づくりを目標とした生涯スポーツの振興を図るため、B&G 室内グラウンドゴルフ大会、B&G カローリング大会を開催した。また、県民スポーツ大会県南地域大会塙町予選会、町民親善球技大会の運営をした（塙町スポーツ協会主催）。
- ・スポーツ推進委員活動として、住民に対するスポーツの実技指導や学校、公民館等の教育機関、その他地域等の行うスポーツ行事、または事業に関して協力をする等の指導を行った。また、県・東白川町村スポーツ推進委員連絡協議会が開催している研修会にスポーツ推進委員が参加し、技術の向上に努めた。
- ・第 62 回塙町文化祭を 11 月に開催し、一般美術展、児童・生徒作品展などを実施した。菊地幸夫氏を招いて開催した文化講演会は、コロナ感染症対策のため人数制限を行ったが、139 名が聴講し盛況であった。
- ・総合型地域スポーツクラブ（特定非営利活動法人はなわスポーツクラブ）への助成を行いクラブが主催する各行事や教室への協力を行った。

点検評価項目	総合評価			成果・評価・課題
	R5	R4	R3	
(1)生涯学習活動の推進について	A	A	A	・自主学習グループの育成、長寿学園の充実、PTA 活動、婦人活動の支援を図った。
(2) 健康・スポーツ活動の推進について	A	A	A	・スポーツ少年団の育成と活動の支援とはなわスポーツクラブ運営の支援を図ったが、今後の運営について検討が必要である。 ・幼児から老人までの幅広い年齢層に合わせた種目を実施し、スポーツ人口の増加を図った。今後も、はなわスポーツクラブ、スポーツ推進委員、体育協会、地区体育協会等との連携を更に図る必要がある。

《評価者意見》

・シニア世代の方々と、楽しそうにスポーツ活動をされている方の話をきく機会があるが、とても良いことだと感じています。

VI 家庭と地域の教育力を高めるとともに、町民がふるさとへの誇りと愛着を強めていけるよう、文化・伝統の継承と創造に努める。

《取組・実績》

- ・青少年育成町民会議の活動として、町内の小学生を対象としたはなわ探検隊を年8回行った。(流灯花火大会は花火のみのため街頭指導は行わず、自然体験キャンプは施設が一部使用できず中止した。)
- ・令和6年成人式を1月7日に開催し、58名が出席した。成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたが、現行どおり20歳を対象とした。「成人の主張」、「誓いの言葉」の他、中学校恩師による「励ましの言葉」もあり、感動的な式となった。
- ・青少年育成町民会議では、「子ども宣言」を受け「子どもを見守り育てるはなわ」を推進し家庭・地域・学校が支援する体制を図った。(再掲)
- ・町指定史跡・文化財(子育て地藏堂、銅造地藏尊半跏像)の維持管理と子育て支援のため、塙代官所世話人会に補助金を支出した。
- ・県指定文化財に指定されている向ヶ岡公園の桜の根を守るため、石碑等の移設工事とシダレ桜の転倒防止工事、公園内のフェンス工事を実施し、文化財保護及び公園整備を行った。
- ・B&G財団から助成を受け、白石禎美氏の漫画1500部を作成し、児童・生徒に配布し、偉人の功績を知ると共にキャリア教育に役立てた。

点検評価項目	総合評価			成果・評価・課題
	R5	R4	R3	
(1)家庭教育の推進について	B	B	B	・家庭との連携を深め、幼児との信頼関係を築くことに努めたが、あわせて家庭教育の重要性について保護者の理解を得る必要がある。 ・家庭教育を基に、地域の青少年活動へと広げていく必要がある。近年、家庭教育の崩壊が懸念される中で、有用なメディアの活用のあり方など更なる家庭教育事業の推進が必要である。 ・学力向上への効果が限定的にならないよう、自主学習のサポートに力を入れる必要がある。
(2)青少年を対象とした体験活動の推進について	A	A	A	・成人式を遂行した。 ・青少年の主張大会、はなわ探検隊の支援を図った。(流灯花火大会巡回指導、自然体験キャンプは施設が一部使用できず中止した。) ・高校生による体験活動ボランティアでは、活動運営の補助を行った。

(3)町民を対象にした文化事業の推進について	A	A	A	・県指定天然記念物である向ヶ岡公園の桜の根を守るため石碑等の移設工事を行い、公園を整備した。 ・幅広い年齢層が文化芸術に親しみ「心の豊かさ」を育むため多彩な事業を展開している。 ・伝統文化の伝承について、学社連携の強化、社会教育委員や文化財保護審議会委員の指導・助言を求めて、活動の場の拡大を図った。
------------------------	---	---	---	--

《評価者》

・町民でも、町にどんな文化財があるのか、わからない方は多いと思う。児童生徒にはもちろんだが、町民むけにも文化財のPRをしてはどうか。

Ⅶ 安全・安心な教育環境の充実のため、教育施設・設備等の整備に努める。

《取組・実績》

- ・保護者等のボランティアによる校地・園地の整備など教育環境の整備に努めた。
- ・教育施設における遊具の点検及び必要な維持工事を行い、教育施設の整備を図った。
- ・埴町放課後児童健全育成事業施設の維持修繕、備品購入を行った。
- ・令和5年度より子ども第三の居場所「はなまるはうす」開所に伴い、備品購入等、施設内外の整備を行った。
- ・通学路安全推進会議を開催し、各学校の通学路上の危険箇所や、その対策等について関係機関と情報共有等を行った。

点検評価項目	総合評価			成果・評価・課題
	R5	R4	R3	
(1)教育施設の適正な点検・整備と有効な活用の促進について	A	A	A	・建築基準法に基づく特殊建築物定期調査を3施設(小2・中1)で実施し、点検結果を踏まえ施設の修繕を行った。 ・学童クラブの充実を図るため、放課後児童健全育成事業施設の維持修繕等を実施した。
(2)教育施設耐震診断の計画的な実施について	A	A	A	令和2年度に策定した長寿命化計画に基づき、必要な補修等を実施していく。
(3)小学校統合後諸問題の解決への対応について	A	A	A	・通学バスの時刻や巡回路など地域の住民、保護者等の要望について、可能な限りの対応を図った。
(4)学校施設長寿命化計画の策定について	A	A	A	令和2年度に策定、公表している。計画に基づき、埴中学校体育館や笹原幼稚園の屋根の防水改修工事を実施した。
(5)新型コロナウイルス感染症予防対策の実施について	A	A	A	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適宜学級閉鎖などを実施。各学校への消毒液等の配布、感染状況、予防について、CoCoメールで注意喚起を行った。

《評価者意見》

- ・ 樹木の枝が延びて、看板が見えなくなっていたり、校庭が荒れていたりするのを目にした。人の目に触れる機会が多い施設は、早目に整備をした方が良いのでは。

No.	款	項	目	細目	予算額	決算額	執行率	事業の内容・業務の内容・事業費の内訳	備考
1	3	2	1	児童福祉総務費(子ども基金)	12,580	12,580	100.0%		
2	3	2	4	こども園保育部費	115,430	112,583	97.5%	入園、在園、園児の募集事務 保育部事務用品等の購入、コピー機のリース 給食の提供 健康診断(内科、歯科検診)、調理員等の保健検査 保育活動事業(避難訓練、誕生会、身体測定、おゆうぎ会)、時間外保育事業	
3	3	2	5	児童福祉施設運営事業費	4,184	3,834	91.6%	埴町放課後児童健全育成事業 ・埴町放課後児童健全育成事業施設維持修繕	
4	3	2	6	子ども第三の居場所運営事業費	12,702	12,103	95.3%		
5	10	1	1	教育委員会費	909	706	77.7%	教育委員会の会議の開催 学校訪問の実施 各種研修会等への参加	
6	10	1	2	事務局費	97,696	93,709	95.9%	入学・入園・転学等の事務、学籍簿の管理、園児の募集事務 辞令の交付、初任者研修や教職員健康診査等の実施 学級編制、学校基本調査、教科書給与、その他調査・報告事務、全国学力学習調査の実施 日本スポーツ振興センターの掛金の納付、保険金の支払に関する事務 児童生徒表彰の実施 学校教育課事務用品の購入、コピー機のリース、電話・郵便料の支払 学校基金・奨学金・埴工業高校奨学金の管理、奨学生への貸与、返納事務 次年度小中学校に入学する園児、児童に対する入学祝金の給付	
7	10	1	3	スクールバス運行管理費	23,516	22,636	96.3%	スクールバスの維持管理 スクールバス、委託バスの定期運行及び定期外運行	
8	10	2	1	学校管理費(小学校)	43,755	41,654	95.2%	健康診査の実施(在校児童、入学時、結核検診) 管理用備品等の購入、印刷機・コピー機のリース、物品の保守・管理を行う 校務用パソコンの更新 用務員の配置 校舎の維持管理・補修事業 感染症対策、学習保障に係る支援事業 学校施設設備改修事業	
9	10	2	2	教育振興費(小学校)	43,197	40,280	93.2%	通学定期券の購入に要する経費を援助する 研究授業や学力調査等を実施する GiGAスクールサポーター・ICT支援員業務委託 教材備品、図書備品等の購入 5年生が異文化体験学習を行う 上学年と下学年とで鑑賞教室を実施する 児童の就学に要する経費を援助する 特別支援教育推進協議会の運営(4町村で構成し、埴町が事務局) (負担金) 東白川郡校長協議会負担金、 東白川地区特別支援教育推進協議会負担金 小学校音楽祭東白川地区大会・東白川郡陸上大会参加負担金 東白川郡PTA連絡協議会負担金 特別支援学校負担金(特別支援学校の保護者の運営経費) 特別支援教育支援員の配置	
10	10	2	3	放課後児童健全育成事業費	16,816	16,157	96.1%	児童保育の実施、分担金の調定、賃金の支払等	

No.	款	項	目	細目	予算額	決算額	執行率	事業の内容・業務の内容・事業費の内訳	備考
11	10	3	1	学校管理費(中学校)	51,476	49,985	97.1%	健康診査を行う(在校生、入学時、結核検診) 管理用備品の購入、印刷機・コピー機のリース、物品の保守・管理を行う 校舎の維持管理・補修事業(体育館屋根防水改修工事ほか) 校務用パソコン更新 感染症対策、学習保障に係る支援事業 学校施設設備改修事業	
12	10	3	2	教育振興費(中学校)	33,091	30,600	92.5%	通学定期券の購入に要する経費を援助する 研究授業や学力調査等を実施する 中高連携事業の実施 教材備品、図書備品等の購入 GIGAスクールサポーター・ICT支援員業務委託 生徒の就学に要する経費を援助する 特別支援教育支援員・学校図書館職員の配置 中学生学力向上対策事業の実施 部活動のために要する交通費の一部及び大会に参加するのに要する経費を援助する 不登校対策の実施 スクールソーシャルワーカーの配置	
13	10	3	2	異文化体験研修事業費	2,127	2,087	98.1%	異文化体験研修の実施	
14	10	3	3	語学指導事業費	10,670	10,670	100.0%	英語指導講師配置	
15	10	4	1	幼稚園費	151,971	143,234	94.3%	健康診査を行う(在園児、入園時) 通園定期券の購入に要する経費を援助する 鑑賞教室を実施する 教材備品、管理用備品等の購入、印刷機・コピー機のリース、物品の保守・管理を行う 幼稚園保健衛生費事業 預かり保育の実施 特別支援教育支援員の配置 園舎の維持管理・補修事業	
16	10	4	1	こども園施設運営管理費				こども園施設運営管理にかかる光熱水費、通信運搬費、工事費等 ・ガラスフィルム貼り工事・ウッドデッキ一部改修工事	
17	10	4	1	幼稚園費(こども園・幼稚園)				こども園・幼稚園に係る管理振興費	
18	10	5	1	社会教育総務費	25,510	23,941	93.8%	社会教育委員の会議運営、体験活動・地域学校協働本部事業推進、家庭教育講座、青少年育成町民会議 活動の推進、婦人会への補助 本館維持管理費、分館維持管理、文化祭、長寿学園 東河内分館トイレ改修工事ほか 成人式を開催 社会教育地域学級、学校開放講座、子ども教室 東白川地方公民館連絡協議会負担金、埴町文化団体連絡協議会補助	
19	10	5	2	公民館費	29,070	26,811	92.2%		
20	10	5	3	文化財保護費	8,284	7,962	96.1%	町指定の文化財の維持管理、向ヶ岡公園石碑等移設工事ほか、文化財防衛訓練	

No.	款	項	目	細目	予算額	決算額	執行率	・事業の内容・業務の内容・事業費の内訳	備考
21	10	5	4	図書館費	26,545	24,989	94.1%	図書館施設、機器等の維持管理、修繕等の契約、支払業務 図書館資料(図書、ビデオ、CD、DVD、雑誌等)の貸出、レファレンス、相互貸借、督促等業務 図書館資料収集のため選定、購入、本の修理、除籍、地域資料の収集、整理、保管 本を貸し出す毎にスタンプを押す「読書マランカード」の実施 漫画の展示「まんがまつり」による図書館利用の促進、読書活動の推進 10ヶ月児健診における「ブックスタート」事業 こども園、幼稚園、小学校、学童保育、預かり保育への「図書交換」(本の貸出)、中学校への「出前図書」(本の貸出) 高齢者及び町内にある施設への本の「宅配」事業 「ブレマ・ブレバ・赤ちゃんに贈る小さなおはなし会」の実施 定例事業として「おはなし会」(春・夏・秋・冬の4回)の実施、本の読み聞かせや紙芝居等の実施 幼稚園・小学校の「図書館団体利用」の促進 図書館より・新着本リストの作成し、ホームページや広報誌に掲載 図書館協議会の開催、埴町図書館パートナー(ボランティア)の活用 企画事業として夜のおはなし会、バスター画教室、エコバッグづくりの実施 福島県公共図書館協会、日本図書館協会、県史学会会費の支出 図書館業務の委託、図書館情報システムの利用 電話機修繕工事ほか	
22	10	5	5	美術館管理費	3,611	3,023	83.7%	あぶくま高原美術館の維持管理、企画展の実施、地元那倉区への管理委託	
23	10	6	1	保健体育総務費	76,604	72,552	94.7%	体育施設管理事務、スポーツ推進委員に関する事務、埴町スポーツ協会育成事業補助金 ふくしま駅伝参加事業補助金 総合型地域スポーツクラブ育成事業補助金、市町村対抗軟式野球大会参加事業補助金 市町村対抗ソフトボール大会参加事業補助金 スポーツ大会出場激励金	
24	10	6	2	学校給食センター運営費	99,035	98,755	99.7%	施設管理、センターの運営 学校給食研究会栄養士部会負担金、学校給食研究会栄養士県南部会負担金	
25	10	6	3	海洋センター管理費	9,226	7,760	84.1%	海洋センター施設管理事務、海洋センター維持管理 B&G海洋センター指導者会育成事業補助金、海洋センター救護室(パネルハウス型)電源工事	

<資料 1>

開かれた教育委員会（教育委員会の概要）

1. 教育委員会制度の仕組み

- ① 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- ② 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- ③ 教育委員は、非常勤で、原則4人。任期は4年で、再任可。
- ④ 教育長は、常勤で、任期は3年。

2. 教育委員会制度の意義

① 政治的中立性の確保

教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

② 継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

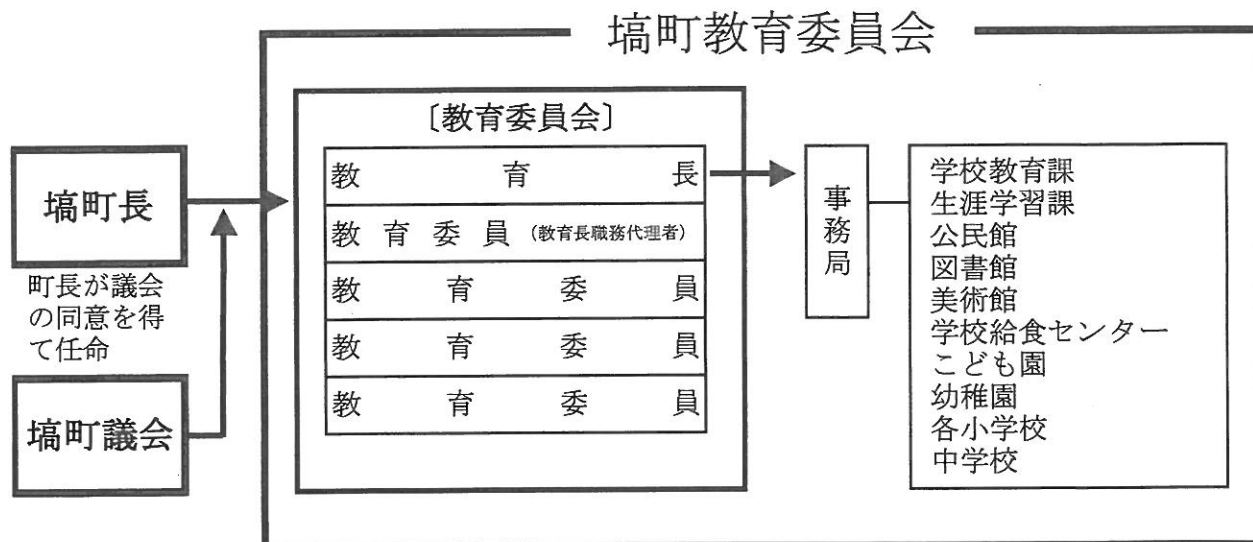
③ 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

3. 教育委員への保護者の選任の義務化

現に子どもを教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映されるように、教育委員への保護者の選任が義務化されている。

4. 埴町教育委員会の組織のイメージ



教育委員会の会議における議案等

議案等番号	議 案 等 名	提出日
議案21号	埴町いじめ等防止対策委員会委員の委嘱について	5.4.25
議案22号	埴町立図書館協議会委員の任命について	//
議案23号	埴町教育委員会感謝状の贈呈について（贈呈基準第6条関係）	//
議案24号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案25号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案26号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案27号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案28号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案29号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案30号	埴町いじめ等防止対策委員会委員の委嘱について	5.5.24
議案31号	感謝状の贈呈について（第5条関係）	//
議案32号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案33号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案34号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案35号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案36号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案37号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案38号	専決処分の承認を求めることについて	//
議案39号	学校給食センター運営審議会委員の委嘱について	5.6.20
議案40号	専決処分の承認を求めることについて（準要保護児童生徒の認定）	//
議案41号	令和6年度使用教科用図書の採択について	5.7.24
議案42号	放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について	//
議案43号	専決処分の承認を求めることについて（準要保護児童の認定）	//
議案44号	専決処分の承認を求めることについて（規程の一部改正）	//
議案45号	専決処分の承認を求めることについて（就学援助額の確定）	//
議案46号	専決処分の承認を求めることについて（準要保護児童の認定）	5.8.22
議案47号	埴町一般会計（教育委員会関係）9月補正予算要求について	5.8.22
議案48号	埴町教育委員会傍聴人規則の一部改正	5.9.25
議案49号	埴町公民館管理運営規則の一部改正	//
議案50号	専決処分の承認を求めることについて（準要保護児童生徒の認定）	//
議案51号	埴町振興計画（実施計画）案について	5.10.23
議案52号	埴町文化財保護審議会委員の任命について	//
議案53号	埴町教育支援センター（適応指導教室）設置要綱の制定について	//
議案54号	埴町一般会計（教育委員会関係）12月補正予算要求について	5.11.20
議案55号	専決処分の承認を求めることについて（埴町公立学校学校運営協議会委員の任命について）	//
議案56号	埴町要保護対策地域協議会設置要綱一部改正	5.12.20
議案57号	専決処分の承認を求めることについて（準要保護認定関係）	//
議案58号	専決処分の承認を求めることについて（広域入所関係）	//
議案第1号	令和6年度埴町教育委員会基本方針について	6.1.26
議案第2号	埴町いじめ防止基本方針の改正について	6.1.26
議案第3号	埴町公民館地区公民館長及び分館長の選任について	6.2.19
議案第4号	埴町体育施設及び埴町山村広場施設の管理に係る指定管理者の指定について	//
議案第5号	令和5年度埴町児童生徒等被表彰者の決定について	//
議案第6号	専決処分の承認を求めることについて（要保護児童認定）	//
議案第7号	専決処分の承認を求めることについて（要保護児童生徒の認定）	//
議案第8号	埴町放課後児童健全育成事業分担金徴収条例の一部改正について	//
議案第9号	埴町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	//
議案第10号	令和5年度末町立小・中学校教職員人事異動内示について	6.3.13
議案第11号	埴町町立学校教職員安全衛生管理規則の制定について	6.3.22
議案第12号	埴町公立小・中学校管理規則の一部改正について	//
議案第13号	埴町立はなわこども園運営規程の制定について	//
議案第14号	埴町教育委員会感謝状の贈呈について（基準第4条第5項）	//
議案第15号	埴町教育委員会感謝状の贈呈について（基準第6条第2項）	//
議案第16号	専決処分の承認を求めることについて（広域入所）	//

<資料 3>

関係法令抜粋

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

社会教育法

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

< 資料 4 >

各小学校 児童数・学級数の推定

人数は令和5年4月現在

年度及び学年 学校名		R5年度							R6年度							R7年度						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
埴小学校	児童数	46	63	54	42	50	45	300	54	45	62	54	42	49	306	32	54	46	62	55	42	291
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12	1	2	2	2	2	2	11
笹原小学校	児童数	3	6	6	13	2	20	50	4	4	6	5	12	2	33	3	4	4	5	6	12	34
	学級数	1	1		1		1	4	1		1		1		3	1		1		1		3
計	児童数	49	69	60	55	52	65	350	58	49	68	59	54	51	339	35	58	50	67	61	54	325
	学級数	3	3	2	3	2	3	16	3	2	3	2	3	2	15	2	2	3	2	3	2	14

年度及び学年 学校名		R8年度							R9年度							R10年度						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
埴小学校	児童数	28	32	54	46	62	55	277	46	30	32	54	46	62	270	31	47	30	32	54	46	240
	学級数	1	1	2	2	2	2	10	2	1	1	2	2	2	10	1	2	1	1	2	2	9
笹原小学校	児童数	7	3	4	4	6	5	29	5	0	3	4	4	6	22	5	1	0	3	4	4	17
	学級数	1		1		1		3	1		1		1		3	1		1		1		3
計	児童数	35	35	58	50	68	60	306	51	30	35	58	50	68	292	36	48	30	35	58	50	257
	学級数	2	1	3	2	3	2	13	3	1	2	2	3	2	13	2	2	2	1	3	2	12

年度及び学年 学校名		R11年度							R12年度							R13年度						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
埴小学校	児童数	27	34	47	30	32	54	224	31	29	34	47	30	32	203	27	30	29	34	47	30	197
	学級数	1	2	2	1	1	2	9	1	1	1	2	1	1	7	1	1	1	1	2	1	7
笹原小学校	児童数	3	2	1	0	3	4	13	4	1	2	1	0	3	11	4	1	1	2	1	0	9
	学級数	1		1		1		3	1		1		1		3	1		1		1		3
計	児童数	30	36	48	30	35	58	237	35	30	36	48	30	35	214	31	31	30	36	48	30	206
	学級数	2	2	3	1	2	2	12	2	1	2	2	2	1	10	2	1	2	1	3	1	10

の部分は複式学級を表しています。（学級数の計では、低学年側で集計。）

学級数には、特別支援学級を含みません。

◆ 令和5年度 児童生徒数及び学級数

(R5. 5. 1)											
◎ 小 学 校											
区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	支 援 学 級	合 計			
埴 小 学 校	児童数	46	63 (2)	54 (4)	42	50 (2)	45 (3)	300	男	161	
	学級数	2	2	2	2	2	(11)	14	女	139	
笹 原 小 学 校	児童数	3	6	6 (1)	13 (1)	20 (3)	2	50	男	19	
	学級数	1	1	1	1	1	(5)	5	女	31	
合 計	児童数	49 0	69 (2)	60 (5)	55 (1)	52 (2)	65 (6)	350	男	180	
	学級数	3	5	5	5	3	(16)	19	女	170	

※ 児童数欄 () は、支援学級在級者 (内数)

(R5. 5. 1)											
◎ 中 学 校											
区 分	1 年	2 年	3 年	支 援 学 級	合 計						
埴 中 学 校	生徒数	62 (1)	55 (4)	69 (2)	186	男	104				
	学級数	2	2	2	8	女	82				

※ 生徒数欄 () は、支援学級在級者 (内数を表示)

(R6. 2. 1)											
◎ 学童クラブ (放課後児童支援) 利用者数											
区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計				
埴 小 学 校	32	22	24	19	11	4	112				
笹 原 小 学 校	3	2	4	3	0	0	12				
合 計	35	24	28	22	11	4	124				

◆ 令和4年度 児童生徒数及び学級数

(R4. 5. 1)											
◎ 小 学 校											
区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	支 援 学 級	合 計			
埴 小 学 校	児童数	61 (2)	54 (2)	43	51	45 (3)	50	304	男		
	学級数	2	2	2	2	1	(7)	13	女		
笹 原 小 学 校	児童数	6	6 (1)	13 (1)	2	20 (3)	14 (1)	61	男		
	学級数	1	1	1	1	1	(6)	8	女		
合 計	児童数	67 (2)	60 (3)	56 (1)	53	65 (6)	64 (1)	365	男	0	
	学級数	3	3	3	3	2	(13)	21	女	0	

※ 児童数欄 () は、支援学級在級者 (内数)

(R2. 5. 1)											
◎ 中 学 校											
区 分	1 年	2 年	3 年	支 援 学 級	合 計						
埴 中 学 校	生徒数	55 (4)	69 (2)	70	194	男	109				
	学級数	2	3	2	8	女	85				

※ 生徒数欄 () は、支援学級在級者 (内数を表示)

(R6. 2. 1)											
◎ 学童クラブ (放課後児童支援) 利用者数											
区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合 計				
埴 小 学 校	25	31	26	12	5	1	100				
笹 原 小 学 校	1	5	2	1	0	2	11				
合 計	26	36	28	13	5	3	111				

